

臨時認知機能検査について

1 臨時認知機能検査とは

臨時認知機能検査は、75歳以上の高齢運転者が、基準行為(認知機能の低下により起こしやすいとされる交通違反)をしたときに義務づけられる検査です。

基準行為とは	○信号無視 ○通行禁止違反 ○通行区分違反 ○進路変更禁止違反 ○転回・後退等禁止違反 ○踏切不停止 ○遮断踏切立入 ○指定通行区分違反 ○一時不停止 ○交差点優先車妨害 ○優先道路通行車妨害 ○徐行場所違反 ○横断歩行者等妨害 ○合図不履行 等を含む18の違反をいいます。
--------	--

2 検査の目的

臨時認知機能検査は、認知機能(運転に必要な記憶力・判断力)の低下のおそれがある高齢運転者にタイムリーに医師の診断や安全運転支援(指導)を行うことによって、引き続き安全運転をしていただくように支援していくものです。

<認知機能検査の結果について>

判定は、

- ① 「記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。」
- ② 「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

の2つに分類されます。

検査の結果で、「記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。」の判定の方には、臨時適性検査(専門医の診断)を受けるか主治医の診断書を提出してもらうこととなります。

医師による診断の結果、認知症と診断された場合は、免許の取消又は停止の行政処分を受けることとなります。

また、臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢運転者は、「臨時高齢者講習」を受けなければなりません。

3 検査を受ける日時・場所

検査の対象者となられた方には、検査日時・場所を記載した「臨時認知機能検査通知書」を郵送します。
※ 期日の変更が必要な方は、担当係まで連絡してください。

4 内容・時間・手数料

検査内容	検査時間	手数料
・ 見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える。 ・ 年月日、曜日、時刻を答える。	約30分	1,050円

5 検査に必要なもの

「臨時認知機能検査通知書」、「運転免許証等」、「手数料」、「筆記具」、「眼鏡・補聴器(必要な方)」

6 聴覚に障がいのある方等へ

難聴等で音が聞きにくい方や手の震えにより筆記が困難な方等は、事前に担当係にお問い合わせください。

問い合わせ先

大分県警察本部運転免許課（大分県運転免許センター） 高齢運転者支援係

<住所> 大分市大字松岡6687番地

<電話> 097-528-3000

<問い合わせ時間> 午前8時30分～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）